

平成27年労第314号

平成27年労第493号

併合

平成27年労第494号

平成27年労第495号

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求める再審査請求を棄却し、その余の再審査請求を却下する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決並びに労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）が平成○年○月○日付け及び平成○年○月○日付けで請求人に対してした審査請求棄却決定を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社に入社し、B所在のCホテルにおいて調理補助者として勤務していたところ、平成○年○月○日、勤務後オートバイでの帰宅途中、タクシーと衝突し負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。

本件通勤災害により、請求人はD病院に受診し「左多発性肋骨々折、両血気胸、両肺挫傷、左尺骨々折他」（以下「原傷病」という。）と診断され、複数の医療機関での加療の結果、平成○年○月○日に治癒（症状固定）となり、監督署長は、請求人に残存する障害について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した。

その後、請求人は、原傷病が悪化したとして、平成○年○月○日にEクリニックに受診し「腰痛症、頰椎捻挫、肩関節周囲炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は原傷病の再発であるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は原傷病の再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである（平成27年労第314号。以下「第1事件」という。）。

また、請求人は、上記平成○年○月○日付け及び平成○年○月○日付けの審査官の棄却決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである（平成27年労第493号～第495号。以下、それぞれ「第2事件」～「第4事件」という。）。

当審査会は、これらの再審査請求について、併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第14条の2の規定により、これらを併合したものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が本件通勤災害により受傷した原傷病の再発であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、第1事件において、平成○年○月○日にEクリニックに受診し、診断を受けた本件傷病は、平成○年○月○日に発生した本件通勤災害による原

傷病が再発したものであると主張する。

- (2) 労災保険制度において、業務上又は通勤による傷病が療養の結果いったん治癒した後に再発した場合、保険給付の対象となるが、それが原傷病の再発であると認められるためには、上記第6の1で引用する「判断の要件」のとおり、①原傷病と再発であるとする症状の発現との間に因果関係が認められ、②原傷病治癒時の症状に比し、再発時の症状が増悪しており、かつ、③治療効果が期待できるものでなければならぬとされている。

- (3) この判断の要件を踏まえ検討すると、まず、請求人の原傷病は、平成○年○月○日付けのF医師の診断書には「左多発性肋骨々折、両血気胸、両肺挫傷、左尺骨々折他」と記載され、また、請求人が提出している原傷病に係る平成○年○月○日付けの自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書において傷病名は「両肺挫傷、両血気胸、多発性肋骨々折、左腎損症、左尺骨々折、右膝内側半月版損傷」と記載されている。

一方、本件傷病は、平成○年○月○日付けG医師の意見書から「腰痛症、頸椎捻挫後遺症、肩関節周囲炎」であることが認められる。

この点、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「(本件傷病は、)御本人のお話より(症状は外傷後出現し、徐々に悪化、継続している)、(本件通勤災害による)外傷を起因とするものと推察します。」と述べている。これに対し、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、原傷病は頸部、腰部には損傷が及んでおらず、本件傷病での受診は原傷病の外傷再発とは考えられない旨述べている。

当審査会としても、H医師の意見は請求人の申述に基づく推量に過ぎず、客観的根拠を欠くものであり、採用できないと判断する。その上で、原傷病と本件傷病の傷病名及び内容の違いから、上記I医師の意見は妥当であり、本件傷病と原傷病との間に因果関係は認められないと判断する。

- (4) 上記のとおり、本件傷病と原傷病との間に因果関係が認められないことから、他の再発要件を検討するまでもなく、本件傷病は原傷病の再発とは認められないところ、他の要件についても、決定書に説示のとおり、再発の要件には該当しないものと判断する。

そのほか、請求人は原傷病の詳細を洗い出すこと等、縷々主張しているため本件の一件記録を精査したが、上記結論を左右するものは見いだせなかった。

なお、本件傷病については、Eクリニックの診療録及び平成○年○月○日付け診断書に記載されている「平成○年○月○日暴行を受けて受傷、○月○日当院受診し全身打撲、頸椎捻挫と診断」との内容からして、平成○年○月○日の負傷によるものであることが疑われることを付言する。

- (5) 請求人は、第2事件～第4事件において、審査官の棄却決定の取消しを求めるところ、当審査会の審理対象は、監督署長の処分であって、審査官の決定に対する再審査請求は不適法であり、却下されるべきものである。仮に、審査官の「平成○年○月○日」の決定に係る原処分の取消しを求めるものだとしても、労審法第38条に規定された再審査請求の期間である「決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内」を超えてなされたものであり、また、「平成○年○月○日」の決定に係る原処分の取消しを求める再審査請求は、平成27年労第314号の再審査請求の趣旨と同旨であるから、これらの再審査請求は、不適法なものであり、かつ、性質上その欠陥を補正することはできないものであるので、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。また、その余の再審査請求については却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。